

T S M C 進出効果を最大化するランドデザインを目指して

1. 農振除外を伴う土地利用調整への対応～農業と半導体関連産業立地との両立

総務常任委員会報告資料① 令和4年12月議会
知事公室付、企画課、企業立地課、農地・担い手支援課、都市計画課

背景

- ・農振除外がうまく進んでいない。県の方針が必要。
- ・企業集積の好機を逃さないよう、開発手続きの時間短縮が必要。
- ・農用地区域と市街化調整区域が多く立地困難。

課題

農振除外は市町村の権限(県:同意)であり、農地転用についても市(水俣市を除く)が許可権者となっている。県は町村(氷川町除く)のみ許可。

各市町村の対応方針やスキルにバラつきがあり、以下のような課題がみられる。

◎農振除外～手続きに時間がかかる

- ・除外後の具体的事業計画
→待ち受け除外とならない具体的な開発計画が必要
- ・都市計画法等他法令の許可見込み等
→地区計画や開発許可等の見込みが必要
- ・各個別法令の許認可手続き等の工程管理
→同時並行による手続きの実施など効率化が必要

◎農地転用～原則転用不許可

→農用地区域内農地は第1種農地が多く、原則として転用不許可となるため特例法等の活用が必要

市町村が特例法等を活用して効率的な土地利用調整が行えるよう県が積極的に関与していく

対応方針

農業振興と企業進出の両立を図りつつ、企業進出やそれに伴う住宅団地の整備を迅速かつ円滑に進めるため、市町村と協力し、農用地の集団化や農業の効率化に支障がないよう農村産業導入法に基づく市町村計画等を活用して、基盤整備が行われていない農用地に進出企業や住宅を集約・誘導する。

◎半導体拠点推進調整会議

- ・農振除外を伴う開発案件について、一元的に受け付ける総合相談窓口(農地・担い手支援課)。
- ・市街化調整区域の地区計画など他法令の手続きと並行して進めるなど、進捗を関係部局(農林、土木、商工、環境等)と共有し、集中的に市町村を支援する。

(1) 農産法活用の働きかけ

- ・農産法を活用して進出企業の集約・誘導を図る
- ・対象 T S M C 周辺地域

(2) スキルアップに向けた研修会の実施

- ・対象 対象市町村の農振、農地、開発、企業誘致の担当者

活用が想定される特例法等

- ・農村産業導入法(市町村実施計画策定、県同意)
対象 安定した就業機会の確保に資する産業
- ・優良田園住宅法(市町村基本方針策定、県建設計画協議)
対象 戸建て住宅(敷地面積300㎡以上、建ぺい率30%以下、容積率50%以下)
- ・その他 都市計画法、農地法、農振法、地域未来投資促進法

2. 県内全域への効果波及に向けた対応

◎T S M C の進出効果への期待

- ・T S M C 進出を契機とした効果を県内全域に波及させる必要がある。

◎市町村との意見交換

- ・T S M C 進出効果の最大化を図るため、市町村が期待することや懸念、取り組みたい施策等について、県内全市町村との意見交換を行う(企画課)。

水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況について

1 プラン策定の背景

- 県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行う水道事業は、水道料金による独立採算が前提となる地方公営企業として運営されている。
- 今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設老朽化等に伴う更新費用の増加等により、経営環境が急速に厳しくなることが見込まれている。

2 国からの要請内容

- 国（総務省及び厚生労働省）は、水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、市町村の区域を超えた広域化を推進している。
- 国は、都道府県に対して今年度末までに「水道広域化推進プラン」を策定・公表するよう要請している。

3 県におけるこれまでの取組

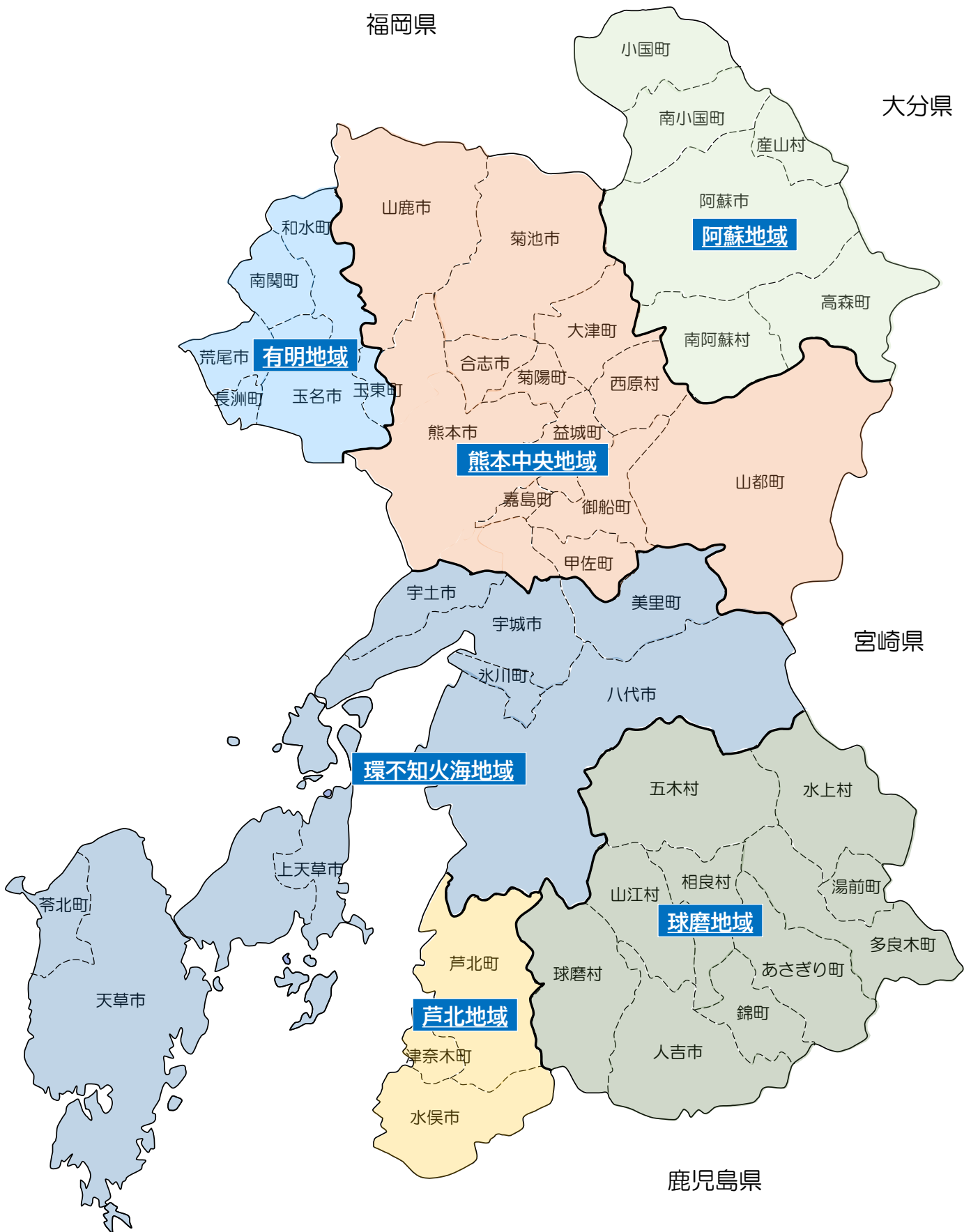
- 水道事業の広域連携については、県内を6地域（裏面）に区分し、それぞれの地域ごとに、県及び市町村等で構成する協議会を設置し、検討を進めてきた。
- 国からの要請を受け、これまで、県においてプランの策定に向けた水道事業の現状分析や将来分析、広域化シミュレーション等の作業を行っており、現在、これらを踏まえ、今後の広域化に係る推進方針等について、市町村等と協議を進めている。

4 プランの方向性

- 本県では、水道水源の約8割を地下水が占め、水質も良好であるため、比較的簡易な浄水施設が多い。このため、施設の統廃合については、新たに必要となる水道管の布設費用等を考慮すると、経済的な効果を見込むことが難しい状況。
- このような状況から、市町村等とは、施設の管理業務の共同委託や料金管理システムの共同化などソフト面を中心に協議を行っている。
- また、より広域化の効果を生みだすことができないか、経営統合についても、中長期的な課題として検討・協議を行っているところ。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月下旬	市町村等とプラン案について協議 パブリックコメント（～令和5年1月下旬）
令和5年 3月	プラン案の概要を本委員会に報告、年度内に策定・公表



県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組みについて

<現状・課題>

- 県民総合運動公園は、公共交通による交通アクセス手段が乏しく、自動車によるアクセスが中心。
 - ※空港アクセス鉄道ルート見直しにより三里木ルートで期待されていた運動公園アクセス改善への対応が必要。
 - ※今秋のロアツソホームゲームなど、大規模イベントにおいて運動公園周辺で渋滞が頻発。喫緊の課題として対応策が必要。

※ロアツソホームゲーム入場者数
 ・10月23日 横浜戦 21,508人
 ・10月30日 大分戦 13,818人
 ・11月 6日 山形戦 11,429人

<基本的な考え方>

イベント主催者による対応⇒**県民総合運動公園を設置・管理している県が主体的に対応**

- ※通常利用時にも、大規模イベント時においても、運動公園を円滑に利用できる対応策を提示
- ※県内外から人が集まることは県にとってプラス。渋滞を抑止し、スムーズに集客できる仕組みづくりに取り組む（ピンチをチャンスに）

<対応の方向性>

- 運動公園アクセス改善に向け、全庁あげての取組み体制を構築。
- 運動公園利用者数に応じた対応策をパッケージ化し、関係機関で共有。
- 取り得る対応策から速やかに取り組み、効果を検証しながら、随時対応策をアップグレード。
- 一定規模のイベント時には、主催者や施設管理者などで構成する「主催者等調整会議(仮称)」を設置・開催し、課題・対応策を確認、調整。

<具体的な対応策>

- ◎ハード面での対応策 ○送迎車両乗降所の設置検討 ○バスベイの改修

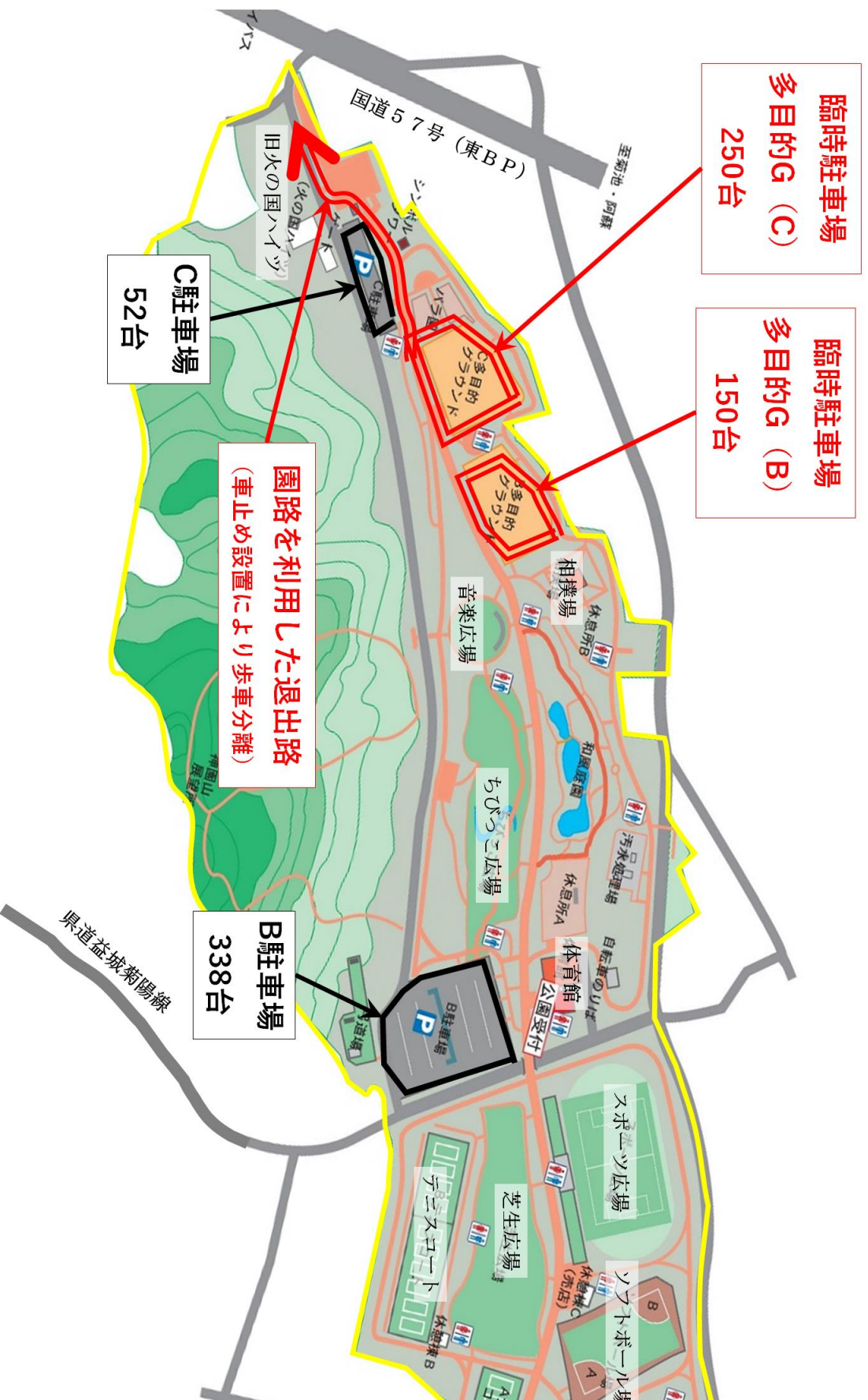
◎利用者数に応じた対応パッケージを設定(※利用者4,000人程度までは常設駐車場(2,000台分)で概ね対応可能。)

運動公園利用者	駐車場対策		シャトルバス・パーク&ライド 【大規模イベント時】	徒歩・自転車等 【大規模イベント時】
4,000人*以上	臨時駐車場の設置 (最大600台分)		シャトルバス運行	※イベント主催者に対するバス借上費用等の補助 ※徒歩・自転車利用のインセンティブ検討 (割引入場券の導入等)
	臨時駐車場の追加設置 (最大550台分)	メイン駐車場 臨時退出ルート設置	シャトルバス拡充 パーク&ライド実施	
	(同上)	(同上)	(上記取組み拡充)	

◎来春のロアツソ開幕戦などのイベントで実証実験を行い、効果・課題を検証します！

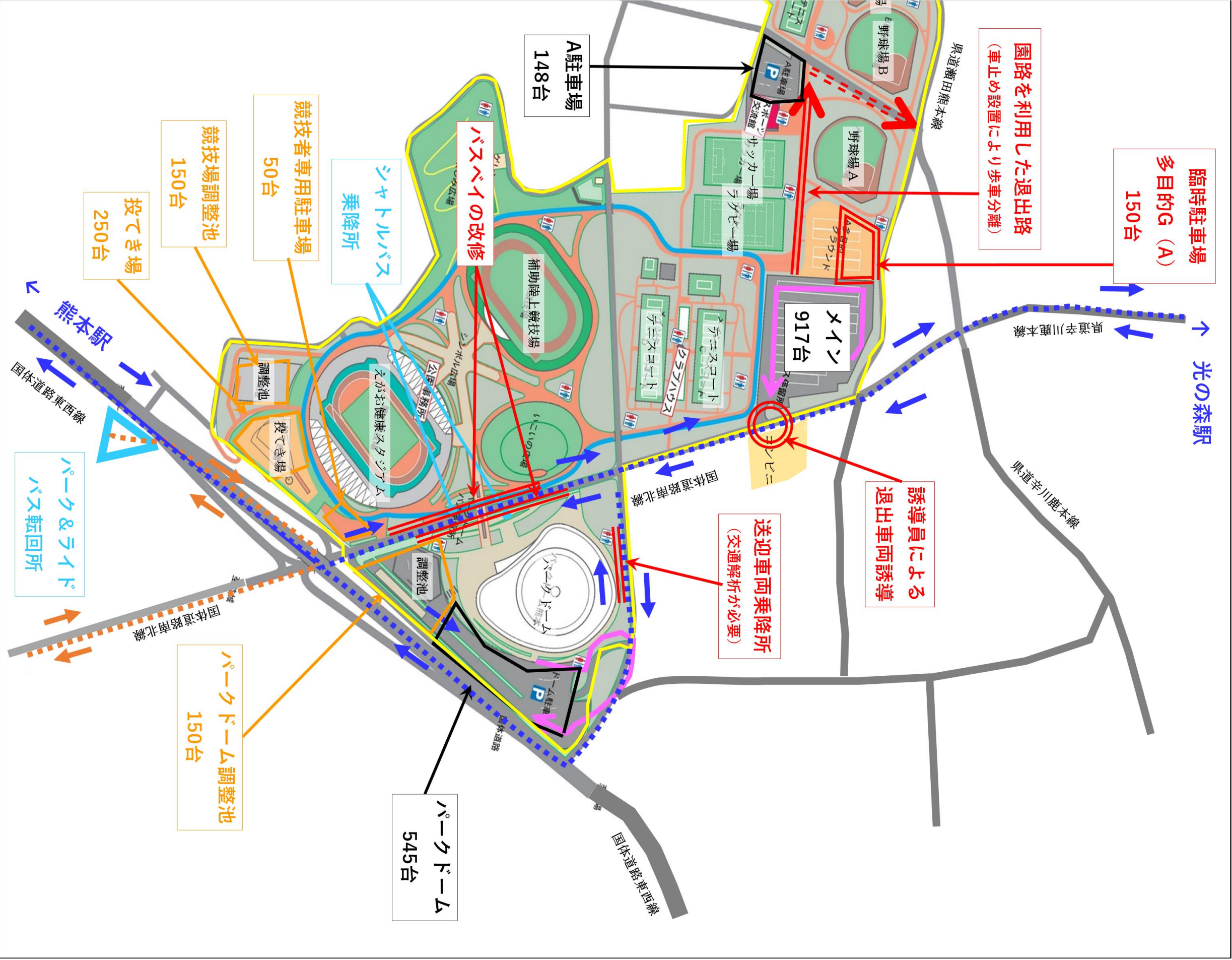
県民運動公園及び周辺のアクセス改善対策について

アクセス対策詳細図



駐車台数集計

種別	駐車場名	駐車台数		凡 例	
常設	メイン駐車場	917台	2,000台	公園区域	退出車による混雑
	パークブーム	545台			
	A駐車場	148台			
	B駐車場	338台			
臨時 (現在)	C駐車場	52台	600台	シヤトルバス方向	シヤトルバスルート
	パークブーム調整池	150台			
	投てき場	250台			
	競技場専用駐車場	50台			
臨時 (追加)	競技場調整池	150台	550台	パーク&ライトバス方向	対応策
	多目的グラウンドA	150台			
	多目的グラウンドB	150台			
	多目的グラウンドC	250台			
		3,150台			



臨時駐車場
多目的G (A)
150台

園路を利用した退出路
(車止め設置により歩車分離)

誘導員による
退出車両誘導

送迎車両乗降所
(交通解析が必要)

A駐車場
148台

バスベイの改修

シヤトルバス
乗降所

競技者専用駐車場
50台

競技場調整池
150台

投てき場
250台

パークボーム
545台

パークボーム調整池
150台

パーク&ライド
バス転回所

光の森駅

熊本駅

県道幸三鹿本線

県道幸三鹿本線

県道瀬田鹿本線

国体道路東西線

国体道路南北線

国体道路南北線

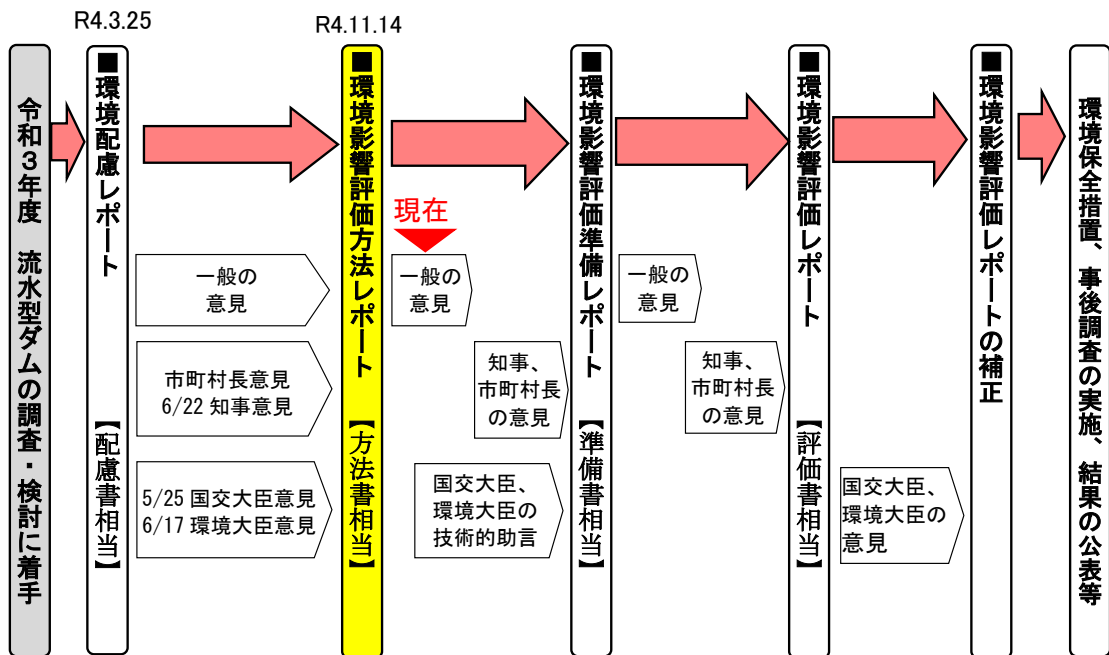
国体道路東西線

緑の流域治水と五木村・相良村振興について(報告)

1. 緑の流域治水の主な取組状況

(1) 流水型ダムに係る環境アセスメントについて

- 11月14日に「環境影響評価方法レポート」が公表され、流域の7つの市町村で説明会が開催。(11月26日～11月30日に実施)
- 現在、一般からの意見聴取の手続き(12月28日まで)が進められている。
- 今後、県が設置した「流水型ダムに係る環境影響評価審査会」や流域市町村長等の意見を踏まえ、知事意見を提出予定。



(2) 「流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み(以下、「仕組み」)」について

流水型ダムについて安全・安心を最大化するものであるとともに、球磨川・川辺川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものとして整備が進められているのか、県や流域市町村だけでなく、流域住民の皆様も一体となって事業の方向性や進捗を確認する「仕組み」を設置し、下記のとおり第1回会議を開催予定。

- 開催日時 : 12月25日(日) 14:00～ (2時間程度)
- 開催場所 : 中小企業大学校人吉校 大教室
- 設置主体 : 熊本県(事務局:球磨川流域復興局)
- 組織・構成 : 熊本県、国土交通省九州地方整備局、流域市町村、流域住民、有識者
- 座長 : 熊本県副知事
- 会議内容 : 流水型ダム建設事業の方向性の確認 等

(3) 宅地かさ上げ事業の本格着手に向けた取組みについて

○国においては、10月15日に、球磨村神瀬地区の地域住民を対象とした宅地かさ上げ事業の施工計画の説明や先行盛土の現地見学会が開催。

○県においては、11月前半に球磨川中流部（八代市、芦北町、球磨村）で宅地かさ上げの高さ等を確認する地元関係者等との合同現地調査を実施。今後、地区毎の整備方針に則って順次、建物調査等に着手。



(4) 万江川での土砂・洪水氾濫対策について

○令和2年7月豪雨で大量の土砂流出や流木が発生した万江川において、「緑の流域治水」の1つとして砂防・河川・治山事業が連携した土砂・洪水氾濫対策の具体的検討に着手。

○学識経験者・行政関係者から技術的な課題などに対して提言をいただくため検討委員会を設置、10月17日に第1回委員会を開催。今後、今年度末を目標に提言を取りまとめる予定。



(5) 市房ダムに関する普及啓発の取組みについて

○11月21、24日に人吉市役所の全職員を対象に、市房ダムの操作や市房ダムから発信する情報等に関する説明会を開催。

○引き続き、ダムに関する理解を深めるため、他の市町村職員や住民への説明会を行っていく予定。



2. 五木村・相良村の振興について

五木村

○令和4年10月、現時点で国と県が考える、新たな五木村振興計画の案を村と村議会に提示し、様々な御要望を伺った。

○県としては、この御要望を真摯に受け止め、それらが1つ1つ実現できるよう、現在、具体的な検討を進めている。

○五木村が、将来にわたって安心して村の振興に取り組んでいけるよう、今年度末を目途に、国や村と一緒に新たな振興計画を策定して参る。

相良村

○10月7日に相良村長から振興策の提案を受け、田嶋副知事をトップとする第1回の相良村振興推進会議を10月31日に開催。

○今後、今年度末を目途に振興策を取りまとめる予定。